

「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」及び 「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の概要

法務省民事局民事法制管理官
笹井朋昭 Tomoaki Sasai

I はじめに

令和7年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和7年法律第56号。以下「譲渡担保法」という。）及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和7年法律第57号。以下「整備法」という。）が成立し、同年6月6日、公布された。

譲渡担保法は、これまで法令には明文の規定がなかった、動産や債権等を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続等におけるこれらの権利の取扱い等について定めるものである。

譲渡担保法及び整備法は、公布の日である令和7年6月6日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

本稿は、譲渡担保法及び整備法の立案に携わった立場からこれらの概要を紹介するものであるが、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

II 総論

1 法改正の背景等

企業の資金調達においては、従来、不動産や

保証が担保として多く用いられてきたが、不動産を有しない企業の増加や、保証人の負担軽減の観点から、機械設備、在庫商品等の動産や、売掛債権等の債権を担保とする融資を推進するなど、資金調達手法を多様化する必要性が高まっている。しかし、民法には、担保の目的である動産を債務者が引き続き使用収益することができる約定担保物権はなく、構成部分の変動する集合動産や集合債権を担保の目的とするための規定も、不十分である。このため、実務上、譲渡担保や所有権留保が発展してきた。譲渡担保は、動産のほか、債権等を担保の目的とする場合にも用いられている。譲渡担保や所有権留保については明文の規定はないため、法的安定性や明確性に欠ける面がある。

このような状況を踏まえて、令和3年2月、法務大臣から法制審議会に対し、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があるとして、その要綱を示されたい旨の諮問がされた。これを受けて、法制審議会担保法制部会は、同年4月から令和7年1月まで51回の会議を重ね、同年2月10日、法制審議会総会において「担保法制の見直しに関する要綱」が採択された。

2 譲渡担保法の適用対象

譲渡担保法は、動産及び債権だけでなく、それ以外の財産を目的とする譲渡担保契約についても、原則としてその適用対象としている（2